

若年がん患者の在宅療養支援制度を開始します

大府市は、介護保険のサービスを利用できない40歳未満のがん患者の負担軽減を図るため、在宅療養に要する費用を支援する補助制度を開始します。

月額5万4,000円を上限に、愛知県と市で折半し、在宅サービス利用料などの費用の9割を補助する制度で、非課税、生活保護世帯は市独自で本人負担分の1割も補助します。

■若年がん患者の在宅療養支援制度の概要

制度開始／令和5年6月1日（木）

補助対象期間／令和5年4月1日以降

補助対象／40歳未満の在宅療養しているがん患者

※医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。

補助対象経費／①在宅サービスにかかる利用料

（訪問介護、訪問入浴介護、その他必要と認められるもの）

②福祉用具の貸与にかかる費用

③福祉用具の購入にかかる費用

補助上限金額／月額5万4千円（非課税、生活保護世帯は、月額6万円）

負担割合／県：4.5/10、市：4.5/10、本人：1/10

※非課税、生活保護世帯は、県：4.5/10、市：5.5/10

【問い合わせ先】

大府市健康増進課

担当：島田 真希（しまだ まき）、中村 実璃（なかむらみのり）

電話：0562-47-8000 FAX：0562-48-6667 メール：hkn-c@city.obu.lg.jp